

『 公共建築設備数量積算基準 』

【平成29年改定 対比表】

国土交通省大臣官房官庁営繕部

公共建築設備数量積算基準の改定について	
改定	現行
第1編 総則	第1編 総則
	1 目的
	この基準は、建築物における電気設備工事及び機械設備工事の数量積算を設計図書に基づき、統一的かつ効率的に行うことにより、数量の計測・計算の適正な実施に資することを目的とする。
<u>1 適用</u>	<u>2 適用</u>
この基準は、電気設備及び機械設備の新営工事（ <u>新築及び増築</u> ）及び改修工事（模様替え及び修繕）に適用する。	この基準は、電気設備及び機械設備の新営工事及び改修工事（模様替え及び修繕をいう。以下同じ。）に適用する。
<u>2 基本事項</u>	<u>3 基本事項</u>
(1) 数量を求める対象は、「公共建築工事内訳書標準書式」において、数量の表示されている細目又はこれに準ずる細目を標準とする。	(1) 数量は、設計数量とする。ただし、計画数量を必要とする場合は、本基準に示す方法による。
(2) 数量は、原則として設計数量とする。ただし、計画数量を求める場合は、この基準に示す方法に基づいて計測・計算する。なお、設計数量及び計画数量は、次による。	
1) 設計数量とは、設計図書に記載されている台数、組数及び個数並びに設計寸法から求めた長さ、面積、体積等の数量をいう。	
2) 計画数量とは、設計図書に基づいた施工計画により求めた数量をいう。	
(3) 設計寸法とは、設計図書に記載された寸法、記載された寸法から計算によって得られる寸法及び計測により読み取ることのできる寸法をいう。	(2) 本基準において設計寸法とは、設計図書に表示された寸法、表示された寸法から計算によって得られる寸法及びスケール等により読み取ることのできる寸法をいう。
(4) 計測における寸法の単位は、原則としてmとする。	
(5) 長さ、面積、体積及び質量の単位は、原則としてm、㎡、m³、kg及びtとし、機器の単位は、基、面、台、個、組等とする。ただし、少量の改修が点在する場合の数量は、箇所等の単位とすることができる。	(3) 計測・計算の単位は、原則としてm、㎡、m³、kg及びtとするほか適切な単位とする。ただし、少量の改修が点在する場合の数量は、箇所等の単位とすることができる。
(6) 計測・計算における端数処理及び有効数値は、原則として次による。	(4) 計測・計算の有効数値は、原則として次による。
1) 端数の処理は、四捨五入とする。	1) 端数の処理は、四捨五入とする。
2) 長さは、小数点以下第1位とし、面積、体積及び質量は、小数点以下第2位とする。また、計測・計算過程においても同様とすることができる。なお、電子データの数値については、計測・計算過程において、その数値を活用してもよい。	2) 長さは、小数点第1位とする。

公共建築設備数量積算基準の改定について	
改定	現行
	3) 面積、体積及び質量は、小数点第2位とする。
	4) 電子データの数値については、その数値を活用しても良い。
(7) 工事費内訳書の数量は、原則として小数点以下第1位を四捨五入し、整数とする。	(5) 内訳書の単価に対応する数量は、原則として小数点以下第1位を四捨五入し、整数とする。
(8) 数量は、公共建築工事標準単価積算基準における単価に対応したものとす。	(6) 数量に対応する単価は、機器・材料等の単価、複合単価、市場単価及び合成単価とする。
(9) 計測・計算に略算法を用いるときは、適切な方法による。	(7) 本基準に規定した計測・計算の方法に準ずる略算法を用いるときは、適切な方法による。
(10) 計測・計算に統計値を用いるときは、適切な統計値による。	(8) 本基準に規定した計測・計算の方法に統計値を用いるときは、適切な方法による。
(11) 計測・計算は、工事費内訳書による種目、科目（中科目）及び細目に区分するほか、第2編以降による。	(9) 計測・計算の区分は、内訳書による種目、科目（中科目）及び細目に区分するほか、第2編以降の当該事項による。
第2編 共通事項	第2編 共通事項
第1章 共通事項	第1章 共通事項
第1節 機器搬入・搬出	第1節 機器搬入・搬出
1 適用範囲	1 適用範囲
単体の質量が100kg以上の機器類における搬入・搬出に適用する。	単体の質量が100kg以上の機器類における、 現場敷地内の仮置場と設置場所間の搬入・仮据付け及び搬出 に適用する。
2 計測の区分	2 計測の区分
機器搬入・搬出は、質量及び容積により、 600kg/m³以上の重量品と600kg/m³未満の容積品に区分する。	機器搬入・搬出は、質量及び容積により、 <u>重量品及び容積品に区分する。</u>
3 計測・計算	3 計測・計算
(1) 対象とする質量は、単体の機器の質量とする。	(1) 対象とする質量は、単体の機器の質量とする。
(2) 重量品の質量は、機器類の質量に対応した補正率を乗じたものとする。	(2) 重量品は、機器類の質量に対応した数値による補正を行うものとする。
(3) 容積品の質量は、機器類の容積当たりの質量に対応した補正率を乗じたものとする。	(3) 容積品は、機器類の容積当たりの質量に対応した数値による補正を行うものとする。

公共建築設備数量積算基準の改定について	
改定	現行
第2節 土工事・地業工事	第2節 土工事・地業工事
1 適用範囲	1 適用範囲
<u>地中配管</u> 、ハンドホール、 <u>樹類</u> 、 <u>地下タンク等</u> の土工事・地業工事に適用する。	<u>埋設配管</u> 、ハンドホール <u>及び樹類等</u> の土工事・地業工事に適用する。
2 計測の区分	2 計測の区分
<u>土工事</u> は、根切り、埋戻し <u>及び建設発生土処理に区分し、地業工事は、砂利地業、砂地業及び捨コンクリート地業</u> に区分する。	<u>土工事・地業工事</u> は、根切り、埋戻し、 <u>残土処分及び砂利地業等</u> に区分する。
3 計測・計算	3 計測・計算
(1) 根切り、埋戻し及び <u>建設発生土処理</u> は、計画数量とし、 <u>砂利地業、砂地業及び捨コンクリート地業</u> (以下「 <u>砂利地業等</u> 」という。)は、原則として設計数量とする。	(1) 根切り、埋戻し及び <u>残土処分</u> は、計画数量とし、 <u>砂利地業等</u> は、原則として設計数量とする。
(2) 土工事の計測・計算は、 <u>根切り基準線</u> から行うものとする。 <u>なお、根切り基準線は、設計地盤を原則とする。</u>	(2) 土工事の計測・計算は、 <u>原則として設計地盤(基準線)</u> から行う。
(3) 土の掘削による土砂量の増加及び <u>締め固め</u> による土砂量の減少はないものとする。	(3) 土の掘削による土砂量の増加及び <u>締め固め</u> による土砂量の減少はないものとする。
(4) 土工事の数量は、重複のない数量とする。	(4) 土工事の数量は、重複のない数量とする。
(5) <u>地中配管</u> の根切りの数量は、根切り幅に根切り長さ及び根切り深さを乗じた体積とする。 <u>また、ハンドホール、樹類、地下タンク等(以下「地中埋設物等」という。)</u> の場合は、 <u>根切り面積に根切り深さを乗じた体積とする。</u>	(5) 根切りの数量は、根切り幅に根切り長さ及び根切り深さを乗じた体積とする。
<u>1) 根切り幅は、地中配管の呼び径に、両側の余幅を加えたものとする。</u>	
<u>2) 根切り長さ及び根切り面積は、次による。</u>	
<u>①地中配管の根切り長さは、配管長とする。ただし、ハンドホール又は樹類がある場合は、重複する土工事分の長さを差引いたものとする。</u>	
<u>②地中埋設物等の根切り面積は、原則として地中埋設物等の底面寸法の各辺に余幅を加えた面積とする。</u>	

公共建築設備数量積算基準の改定について

改定	現行
<p>3) 根切り深さは、根切り基準線から<u>地中配管、地中埋設物等</u>の底面までの深さに、砂利地業等の厚さを加えたものとする。</p>	<p>1) 根切り深さは、根切り基準線から<u>地下埋設物等</u>の底面までの深さに、均し（捨）コンクリート及び砂利地業等の厚さを加えたものとする。</p>
<p>4) 根切りの方法は、根切り深さ1.5m未満の場合は直掘り工法とし、1.5m以上の場合は法付け工法とする。</p>	<p>2) 根切りの方法は、根切り深さが1.5m未満の場合は直掘り工法とし、1.5m以上の場合は法付け工法とする。</p>
<p>5) <u>直掘り工法の余幅は、地中配管の場合、根切り深さが1m未満では0.2m、1m以上1.5m未満では0.4mとする。地中埋設物等の場合は、根切り深さが1.5m未満では0.5mとする。</u></p>	<p>3) 法付け工法の法幅は、<u>根切り深さに0.3を乗じたものとする。</u></p>
<p>6) 法付け工法の余幅は、<u>作業上のゆとり幅に、法幅（根切り基準線における根切りのひろがり）の1/2を加えた幅をいう。なお、ゆとり幅及び法幅は、次による。</u></p>	<p>4) 法付け工法の作業上のゆとり幅は、<u>配管類</u>においては0.3mとし、<u>地下埋設物</u>においては0.5mとする。</p>
<p>①法付け工法の作業上のゆとり幅は、<u>地中配管</u>においては0.3mとし、<u>地中埋設物等</u>においては0.5mとする。</p>	<p>5) <u>直掘り工法で根切り深さ1m未満の場合の余幅は、配管類においては0.2mとし、地下埋設物においては0.5mとする。また、根切り深さ1m以上1.5m未満の場合の余幅は、配管類においては0.4mとし、地下埋設物においては0.5mとする。</u></p>
<p>②法付け工法の法幅は、<u>根切り深さに係数を乗じたものとする。なお、土質と根切り深さに応じた係数は、適切な統計値によるものとする。指定のない場合の普通土の係数は、根切り深さが1.5m以上5.0m未満の場合は0.3を標準とする。</u></p>	<p>6) 法付け工法の余幅は、<u>ゆとり幅に法幅の1/2を加えるものとする。</u></p>
<p></p>	<p>7) 根切り幅は、<u>地下埋設物等の底面の寸法に余幅を加えるものとする。</u></p>
<p>(6) 埋戻しの数量は、根切り<u>の</u>数量から<u>地中配管、根切り基準線以下の地中埋設物等、砂利地業等</u>の体積を減じたものとする。ただし、呼び径が200以下の<u>地中配管</u>の体積は減じないものとする。</p>	<p>(6) 埋戻しの数量は、根切り数量から<u>基準線以下の地下埋設物、山砂、砂利地業、均し（捨）コンクリート等</u>の体積を減じたものとする。ただし、呼び径が200A以下の<u>埋設配管類</u>の体積は減じない。</p>
<p>(7) <u>建設発生土処理</u>の数量は、根切り<u>の</u>数量から埋戻し<u>の</u>数量を減じたものとする。</p>	<p>(7) <u>残土処分</u>の数量は、根切り数量から埋戻し数量を減じたものとする。</p>
<p>(8) 砂利地業等の数量は、<u>砂利地業等</u>の面積に厚さを乗じた体積とする。</p>	<p>(8) 砂利地業等の数量は、面積に厚さを乗じた体積とする。</p>
<p>1) <u>地中配管の砂地業</u>の面積は、根切り底面積とする。</p>	<p>1) <u>配管類の砂利地業等</u>の面積は、根切り底面積とする。</p>
<p>2) <u>地中埋設物等</u>の砂利地業等の面積は、<u>地中埋設物等の底部の設計寸法の側面に0.1mの出幅</u>を加えて計算した面積とする。</p>	<p>2) <u>地下埋設物等</u>の砂利地業等の面積は、埋設物等の底部側面に0.1mを加えて計算した面積とする。</p>

公共建築設備数量積算基準の改定について	
改定	現行
第3節 コンクリート工事	第3節 コンクリート工事
1 適用範囲	1 適用範囲
機器類の基礎、 <u>地中埋設物等</u> のコンクリート工事に適用する。	機器類の基礎、 <u>ハンドホール及び柵類等</u> のコンクリート工事に適用する。
2 計測の区分	2 計測の区分
コンクリート工事は、コンクリート、 <u>型枠、鉄筋及びモルタル</u> に区分する。	コンクリート工事は、コンクリート <u>及び型枠等</u> に区分する。
3 計測・計算	3 計測・計算
(1) コンクリートの数量は、コンクリートの面積にその高さ又は厚さを乗じた体積とする。ただし、 <u>躯体の上に無筋コンクリートがある場合の機器類の基礎</u> の高さは、無筋コンクリートの厚さを加えたものとする。また、鉄筋、電線管及び配管類による体積の欠除は <u>ない</u> ものとする。	(1) コンクリートの数量は、コンクリートの面積にその高さ、又は厚さを乗じた体積とする。ただし、無筋コンクリートがある場合の基礎の高さは、無筋コンクリートの厚さを加えたものとする。また、鉄筋、電線管及び配管類による体積の欠除は <u>無い</u> ものとする。
(2) 型枠の数量は、コンクリート側面の面積とする。	(2) 型枠の数量は、コンクリート側面の面積とする。 <u>ただし、底面に型枠を必要とする場合は、その面積を加えるものとする。</u>
(3) 鉄筋の数量は、コンクリートの設計寸法に基づく長さに、単位質量を乗じた質量とする。	(3) 鉄筋の数量は、コンクリートの設計寸法に基づく長さに、単位質量を乗じた質量とする。
(4) モルタルの数量は、モルタル塗りをを行うコンクリート面の面積とする。	(4) モルタルの数量は、モルタル塗りをを行うコンクリート面の面積 <u>又は体積</u> とする。
(5) 直ならし仕上げの数量は、コンクリート面の面積とする。	(5) 直ならし仕上げの数量は、コンクリート面の面積とする。
第4節 はつり工事	第4節 はつり工事
1 適用範囲	1 適用範囲
壁又は床等のはつり工事に適用する。	壁又は床等のはつり工事に適用する。
2 計測の区分	2 計測の区分
はつり工事は、貫通口はつり、溝はつり及び面はつりに区分する。	はつり工事は、貫通口はつり、溝はつり及び面はつりに区分する。
3 計測・計算	3 計測・計算
(1) 貫通口はつりの数量は、口径又は面積及びコンクリートの厚さごとの <u>箇所</u> 数とする。	(1) 貫通口はつりの数量は、口径又は 面積 及びコンクリートの厚さごとの <u>個</u> 数とする。
(2) 溝はつりの数量は、はつり幅及び深さごとの長さとする。	(2) 溝はつりの数量は、はつり幅及び深さごとの長さとする。
(3) 面はつりの数量は、はつり部分の表面積とする。	(3) 面はつりの数量は、はつり部分の表面積とする。

公共建築設備数量積算基準の改定について	
改定	現行
第5節 発生材処理	第5節 発生材処理
1 適用範囲	1 適用範囲
発生材の構外搬出処理に適用する。	発生材の構外搬出処理に適用する。
2 計測の区分	2 計測の区分
発生材は、 <u>発生材の種類、積込み方法</u> 、処分先及び処分方法ごとに、積込み、運搬 <u>及び</u> 処分に区分する。	発生材は、処分先及び処分方法ごとに、積込み、運搬、 <u>処</u> 分に区分する。
3 計測・計算	3 計測・計算
(1) 発生材は、設計図書に基づく数量とする。	(1) 発生材は、設計図書に基づく数量とする。
第6節 直接仮設	第6節 直接仮設
1 適用範囲	1 適用範囲
改修工事における足場、仮設間仕切り、 <u>養生</u> の直接仮設工事に適用する。	改修工事における足場、仮設間仕切り、 <u>養生等</u> の直接仮設工事に適用する。
2 計測の区分	2 計測の区分
直接仮設は、足場、仮設間仕切り、 <u>養生</u> の種類ごとに区分する。	直接仮設は、足場、仮設間仕切り、 <u>養生等</u> の種類ごとに区分する。
3 計測・計算	3 計測・計算
(1) 直接仮設は設計図書に <u>数量の記載がある場合は、その数量による。ただし、数量の記載がない場合は、次による。</u>	(1) 直接仮設は設計図書に <u>指定された内容とし、数量は次による。</u>
1) <u>墨出しの数量は、原則として</u> 計測・計算の対象としない。	1) <u>原則として、墨出しの数量は</u> 計測・計算の対象としない。
2) 足場の数量は、種別に応じた対象面積、長さ又は <u>箇所数とし、次による。</u>	2) 足場の数量は、種別に応じた対象面積、長さ、 又は箇所数等とする。
①外部足場	①外部足場
外部足場の数量は、足場の中心の水平長さと構築物等の上部までの高さによる面積とする。また、 <u>最上部に設置する</u> 安全手すりの数量は、足場の水平長さとする。 <u>災害防止用の垂直ネット張りの数量は、必要に応じた掛け面積(掛け㎡)とする。</u> 仮設ゴンドラ、高所作業車の数量は、台数又は箇所数とする。	外部足場の数量は、足場の中心の水平長さと構築物等の上部までの高さによる面積とする。また、安全手すりの数量は足場の水平長さとする。仮設ゴンドラ、高所作業車の数量は、台数又は箇所数とする。
②内部足場	②内部足場
内部足場の数量は、 <u>足場設置対象の床面積</u> とする。なお、階高が <u>4.0mを超える</u> 内部足場は、高さに応じた足場とし、その数量は足場の区分に応じた <u>足場設置対象の床面積</u> とする。	内部足場の数量は、 <u>対象面積</u> とする。なお、階高が <u>4m以上の</u> 内部足場は、高さに応じた足場とし、その数量は足場の区分に応じた <u>対象面積</u> とする。

公共建築設備数量積算基準の改定について

改定	現行
3) 仮設間仕切りの数量は、種別 <u>ごとの面積、長さ又は箇所数</u> とする。	3) 仮設間仕切りの数量は、種別 <u>に応じた対象面積</u> とする。
4) 養生及び整理清掃後片付けの数量は、種別 <u>ごとの面積、長さ又は箇所数とし、次による。</u>	4) 養生の数量は、種別 <u>に応じた対象面積、長さ、又は箇所数等とする。</u>
①資材搬入通路の養生	①資材搬入通路の養生
資材搬入通路（廊下、階段室、ホール等）の <u>養生</u> の数量は、通路幅を 2 m とした <u>床面積</u> とする。ただし、対象とする <u>通路幅</u> が 2 m 未満の場合は、 <u>その幅を通路幅とした床面積</u> とする。	資材搬入通路（廊下、階段室、ホール等）の数量は、通路幅 2 m <u>とした床面</u> とする。ただし、対象とする <u>幅</u> が 2 m 未満の場合は、 <u>その幅</u> とする。
②エレベーターの養生	②エレベーターの養生
<u>既設エレベーターかご内の養生</u> の数量は、かご内 <u>壁の対象面積</u> （壁の長さ×養生に必要な高さ）及び床面積とする。 <u>ただし、同一のエレベーターごとの箇所数としてもよい。</u>	<u>エレベーター</u> の数量は、かご内 <u>の壁面積</u> （壁の長さ×養生に必要な高さ）及び床面積とし <u>数量は、台数</u> とする。

公共建築設備数量積算基準の改定について

改定	現行
第3編 電気設備工事	第3編 電気設備工事
第1章 共通工事	第1章 共通工事
第1節 配管・配線工事	第1節 配管・配線工事
1 適用範囲	1 適用範囲
電線類及び電線保護物類に適用する。	配管及び電線・ケーブル類に適用する。
2 計測の区分	2 計測の区分
配管・配線工事は、用途、種類、施工場所、 <u>施工方法</u> 等により区分する。	配管・配線工事は、用途、種類、 <u>施工場所及び施工方法</u> 等により区分する。
3 計測・計算	3 計測・計算
(1) <u>電線類</u> 及び <u>電線保護物類</u> の数量は、次による。	(1) <u>配管</u> 及び <u>電線・ケーブル類</u> の数量は、次による。
1) 機器及び器具相互間の数量は、原則としてそれぞれの中心間における長さとする。	1) 機器及び器具相互間の数量は、原則としてそれぞれの中心間における長さとする。
2) 壁面に取付ける機器等に接続する <u>配管・配線</u> の数量は、壁面までの長さに <u>立上り及び引下げの数量を加えたもの</u> とする。	2) 壁面に取付ける機器等に接続する配線の数量は、壁面までの長さとする。
3) 立上り及び引下げの数量は、原則として床又は各階標準天井面より機器等の中心までの長さとする。	3) 立上り及び引下げの数量は、原則として床又は標準天井面より機器等の中心までの長さとする。
4) ケーブルラック、金属ダクト、 <u>金属トラフ</u> 、床ピット等に敷設する電線類の数量は、中心線上における長さとする。	4) ケーブルラック、金属ダクト、床ピット等に敷設する電線・ケーブル類の数量は、中心線上における長さとする。
5) <u>電線保護物類</u> 内に配線された <u>電線類</u> の数量は、 <u>電線保護物類</u> の長さとする。	5) <u>電線管</u> 内に配線された <u>電線等</u> の数量は、 <u>電線管</u> の長さとする。
(2) カップリング、ブッシング、エントランスキャップ、ノーマルバンド等の付属品の数量は、計測の対象としない。ただし、防爆工事用の付属品の数量は計測の対象とする。	(2) カップリング、ブッシング、エントランスキャップ、ノーマルバンド等の付属品は、計測の対象としない。ただし、防爆工事用の付属品は計測する。
(3) 市場単価に含まれる支持材は、計測の対象としない。ただし、耐震支持のために付加される部分は計測の対象とする。	(3) 市場単価に含まれる支持材は、計測の対象としない。ただし、耐震支持のために付加される部分は計測する。
(4) 金属ダクト及び <u>金属トラフ</u> の数量は、中心線上における形式及び寸法ごとの長さとする。 <u>また支持材は寸法ごとの個数</u> とする。	(4) 金属ダクトの数量は、中心線上における形式及び寸法ごとの長さとする。
<u>(5) ケーブルラックの数量は、次による。</u>	

公共建築設備数量積算基準の改定について	
改定	現行
1) ケーブルラックは、曲がり部及び分岐部を含めた中心線上における形式及び寸法ごとの長さとする。	(5) ケーブルラックの数量は、曲がり部及び分岐部を含めた中心線上における長さとする。
2) 段敷設の場合は、段ごとに形式及び寸法を計測する。なお、最大幅のものを1段目とする。	1) 段敷設は、段数ごとに区分し、幅の大きい物より順に計測する。
3) セパレータ並びにラック用カバーは、形式及び寸法ごとに計測する。	2) セパレータ、ラック用カバーは、種類ごとに計測する。
(6) 電線保護物類のスリーブ工数の数量は、開口寸法、材質及び床・壁・梁の厚さごとの個数とする。	(6) 電線管、ケーブルラック及び金属ダクトのスリーブ工数の数量は、面積、材質及び床・壁・梁の厚さごとの個数とする。
(7) ライティングダクトの数量は、中心線上における長さとし、曲がり部、分岐部等の付属品は、形式及び定格ごとの個数とする。	(7) ライティングダクトの直線部の数量は、中心線上における長さとする。
(8) バスダクトの数量は、中心線上における長さとし、曲がり部及び分岐部は、形式及び定格ごとの個数とする。	(8) バスダクトの直線部の数量は、中心線上における長さとし、曲がり部及び分岐部は、形式及び容量ごとの個数とする。
(9) プルボックスの数量は、形式、材質及び寸法ごとの個数とし、位置ボックスの数量は、材質ごとの個数とする。	(9) プルボックス及び位置ボックスの数量は、その個数とする。
(10) ボンディングの数量は、次による。	(10) ボンディングの数量は、次による。
1) 位置ボックス用ボンディングは、必要とする位置ボックスの個数とする。	1) 位置ボックス用ボンディングの数量は、必要とする位置ボックスの個数とする。
2) プルボックス及び盤類と接続する電線管のボンディングは、必要に応じ計測する。なお、計測する場合は、電線管の種類及び呼び径ごとの個数とする。	2) プルボックス及び盤類のボンディングは、必要に応じ計測する。
(11) 箱入れの数量は、開口寸法及びコンクリートの床・壁の厚さごとの個数とする。	(11) 箱入れの数量は、開口部の面積及びコンクリートの床・壁の厚さごとの個数とする。
(12) 防火区画等の貫通部処理の数量は、種類、寸法及び部位ごとの個数とする。	(12) 防火区画等の貫通部処理の数量は、種類、寸法、部位ごとの個数とする。
(13) 高圧ケーブルの端末処理の数量は、規格、寸法及び仕様ごとの個数とする。	(13) 高圧ケーブルの端末処理及び分岐加工の数量は、規格、寸法、施工方法及び端末処理の仕様ごとの箇所数とする。

公共建築設備数量積算基準の改定について

改定	現行
<p>(14) 低圧ケーブルの末端処理の数量は、原則として計測の対象としない。ただし、モールド工法による直線・分岐接続する箇所は、計測の対象とし、寸法及び仕様ごとの個数とする。</p>	<p>(14) 低圧ケーブルの末端処理は、原則として計測しない。ただし、低圧ケーブルの屋外の末端処理及び設計図書で指定された場合のモールド接続材等は、仕様ごとの箇所数とする。</p>
<p>(15) 光ファイバケーブルの直線接続及び成端接続の数量は、ケーブルの心数ごとの個数とする。</p>	
<p>(16) 情報通信ケーブルの端子接続の数量は、ケーブルの対数ごとの個数とする。ただし、端子盤等の施工費にてケーブル接続を見込む場合は、計測の対象としない。</p>	<p>(15) 情報通信ケーブルの端子接続の数量は、ケーブルの対数ごとの個数とする。ただし、端子盤でケーブルの接続を見込む場合は計測しない。</p>
<p>(17) 配管、機器等の現場塗装の数量は、施工上の分類及び関連材料に区分し、次による。</p>	<p>(16) 配管→機器類等の塗装の数量は、施工上の分類及び関連材料に区分し、次による。</p>
<p>1) 配管の塗装の数量は、配管の呼び径ごとの長さとする。</p>	<p>1) 配管の塗装の数量は、配管の長さとする。</p>
<p>2) 配管以外の塗装の数量は、表面積とする。</p>	<p>2) 配管以外の塗装の数量は、その表面積とする。</p>
<p>第2節 接地工事</p>	<p>第2節 接地工事</p>
<p>1 適用範囲</p>	<p>1 適用範囲</p>
<p>雷保護設備及びその他設備（保安用、機能用）の接地工事に適用する。</p>	<p>避雷設備及びその他設備（保安用、機能用）の接地工事に適用する。</p>
<p>2 計測の区分</p>	<p>2 計測の区分</p>
<p>接地工事は、種目用途等により区分する。</p>	<p>接地工事は、種目別及び用途別等により区分する。</p>
<p>3 計測・計算</p>	<p>3 計測・計算</p>
<p>(1) 接地の数量は、接地工事の種類及び接地極の規格・仕様ごとの個数とする。</p>	<p>(1) 接地の数量は、接地極の組合せごとの個数とする。</p>
<p>(2) 接地極埋設標の数量は、原則として接地極の埋設箇所数とする。</p>	<p>(2) 接地極埋設標の数量は、材質ごとの個数とする。</p>
<p>(3) 接地端子箱の数量は、形式ごとの個数とする。</p>	<p>(3) 接地端子箱の数量は、形式及び記号ごとの個数とする。</p>
<p>第2章 電力設備工事</p>	<p>第2章 電力設備工事</p>
<p>第1節 機器</p>	<p>第1節 機器</p>
<p>1 適用範囲</p>	<p>1 適用範囲</p>

公共建築設備数量積算基準の改定について	
改定	現行
電力設備、 <u>受変電設備</u> 、 <u>電力貯蔵設備</u> 、発電設備等の機器及びその据付けに適用する。	電力設備及び受変電設備、 <u>静止形電源設備</u> 、発電設備等の機器及びその据付けに適用する。
2 計測の区分	2 計測の区分
機器は、用途、施工場所、 <u>施工方法</u> 等により区分する。	機器は、用途、施工場所及び施工方法等により区分する。
3 計測・計算	3 計測・計算
(1) 機器の数量は、仕様ごとの個数とする。	(1) 機器の数量は、仕様ごとの個数とする。
<u>(2) 電力貯蔵設備の数量は、次による。</u>	
<u>1) 直流電源装置の数量は、整流装置、蓄電池等の仕様ごとの個数とする。ただし、同一のキャビネットに収納されている場合は、直流電源装置の個数とする。</u>	(2) 静止形電源設備の数量は、整流器及び蓄電池の仕様ごとの個数とする。ただし、キャビネットに収納されている場合は、静止形電源装置の個数とする。
<u>2) 交流無停電電源装置の数量は、整流器、インバータ、蓄電池等の仕様ごとの個数とする。ただし、同一のキャビネットに収容されている場合は、交流無停電電源装置の個数とする。</u>	
<u>3) 電力平準化用蓄電装置の数量は、電力平準化用蓄電池、交直変換装置、系統連系保護装置等の仕様ごとの個数とする。ただし、同一のキャビネットに収容されている場合は、電力平準化用蓄電装置の個数とする。</u>	
(3) 発電設備の数量は、次による。	(3) 発電設備の数量は、次による。
1) <u>内燃機関の発電装置における</u> 発電機、原動機、 <u>燃料槽</u> 等の数量は、機器の仕様ごとの個数とする。ただし、共通台床等に搭載されている場合は、発電装置の個数とする。	1) 発電機、原動機、燃料槽及び <u>太陽電池</u> 等の数量は、機器の仕様ごとの個数とする。ただし、共通台床等に搭載されている場合は、発電装置の個数とする。
	2) 燃料配管、冷却水配管、排気配管等の数量は、第4編の機械設備工事に定めるところによる。
<u>2) 太陽光発電装置の数量は、太陽電池アレイ、支持架台、パワーコンディショナ等の仕様ごとに区分する。</u>	
<u>3) 風力発電装置の数量は、風力発電装置、制御装置等の仕様ごとに区分する。</u>	
<u>4) 燃料電池発電装置の数量は、発電ユニット、貯湯ユニット、パワーコンディショナ等の仕様ごとに区分する。</u>	
第2節 盤類	第2節 盤類
1 適用範囲	1 適用範囲
<u>電力設備、受変電設備、電力貯蔵設備、発電設備</u> 等の盤類及びその取付けに適用する。	盤類及びその取付けに適用する
2 計測の区分	2 計測の区分

公共建築設備数量積算基準の改定について	
改定	現行
盤類は、用途、施工場所、 <u>施工方法</u> 等により区分する。	盤類は、用途、施工場所 <u>及び</u> 施工方法等により区分する。
3 計測・計算	3 計測・計算
(1) 盤類の数量は、仕様ごとの個数とする。ただし、複数の盤で構成される場合は、組合せごとの個数とする。	(1) 盤類の数量は、仕様ごとの個数とする。ただし、複数の盤で構成される場合は、組合せごとの個数とする。
(2) 高低圧受配電盤（開放形受変電設備含む）等の数量は、仕様及び用途ごとの個数とする。 <u>なお、変圧器、高圧進相コンデンサ及び高圧進相コンデンサ用直列リアクトルの数量は、仕様ごとの個数とする。</u>	(2) 高低圧受配電盤（開放型受変電設備含む）等の数量は、仕様及び用途ごとの個数とし、変圧器、高圧進相コンデンサ、直列リアクトル等の数量は、仕様ごとの個数とする。
第3節 器具類	第3節 器具類
1 適用範囲	1 適用範囲
<u>電力設備、受変電設備、電力貯蔵設備、発電設備等</u> の器具類及びその取付けに適用する。	器具類及びその取付けに適用する。
2 計測の区分	2 計測の区分
器具類は、用途、施工場所、 <u>施工方法</u> 等により区分する。	器具類は、用途、施工場所 <u>及び</u> 施工方法等により区分する。
3 計測・計算	3 計測・計算
(1) 器具類の数量は、仕様ごとの個数とする。	(1) 器具類の数量は、仕様ごとの個数とする。
(2) 配線器具の数量は、形式及び容量による組合せごとの個数とする。	(2) 配線器具の数量は、 <u>器具</u> の形式及び容量による組合せごとの個数とする。
(3) 照明器具の数量は、形式及び記号ごとの個数とする。ただし、 <u>H I D</u> 灯器具は、灯具、ランプ、安定器等の組合せごとの個数とする。	(3) <u>白熱灯及び蛍光灯</u> 照明器具の数量は、形式及び記号ごとの個数とする。ただし、 <u>H I D</u> 灯照明器具は、灯具、ランプ、安定器等の組合せごとの個数とする。
	(4) 開口補強及び天井切込加工は、原則として計測の対象としない。
(4) 電動機 <u>並びに</u> 電極の結線及び接続の数量は、次による。	(5) 電動機 <u>及び</u> 電極 <u>棒</u> の結線及び接続の数量は、次による。
1) 電動機結線の数量は、始動方式ごとの個数とする。	1) 電動機結線の数量は、 <u>容量及び</u> 始動方式ごとの個数とする。

公共建築設備数量積算基準の改定について	
改定	現行
2) 電極結線の数量は、 電極 ごとの個数とする。	2) 電極 棒 結線の数量は、 組数 ごとの個数とする。
3) 電動機 その他 接続材の数量は、 電線管の種類及び呼び径 ごとの個数とする。	3) 電動機 接続等 の数量は、 配管サイズ ごとの個数とする。
(5) 開放 形 受変電設備用工事材料の数量は、次による。	(6) 開放 型 受変電設備用工事材料の数量は、次による。
1) 母線等の数量は、材質及び寸法ごとの長さとする。	1) 母線等の数量は、材質及び寸法ごとの長さとする。
2) フレームパイプ及び補助鋼材の数量は、規格 及び寸法 ごとの長さとする。	2) フレームパイプ及び補助鋼材の数量は、規格ごとの長さとする。
(6) 雷保護 設備の数量は、次による。	(7) 避雷 設備の数量は、次による。
1) 突針 の数量は、突針及び支持管の組合せごとの個数とする。	1) 避雷針 の数量は、突針及び支持管の組合せごとの個数とする。
2) むね上導体及び導線の数量は、規格及び寸法ごとの長さとする。ただし、支持ボルトは、計測の対象としない。	2) むね上導体及び導線の数量は、規格及び寸法ごとの長さとする。ただし、支持ボルトは、計測の対象としない。
3) むね上導体の付属品の数量は、材質及び種類ごとの個数とする。	3) むね上導体の付属品の数量は、材質及び種類ごとの個数とする。
第4節 構内電線路工事	第4節 構内電線路工事
1 適用範囲	1 適用範囲
架空及び地中に施設される電線路に適用する。	架空及び地中に施設される電線路に適用する。
2 計測の区分	2 計測の区分
構内電線路工事は、架空及び地中電線路に区分する。	構内電線路工事は、架空及び地中電線路に区分する。
3 計測・計算	3 計測・計算
(1) 架空電線路の数量は、次による。	(1) 架空電線路の数量は、次による。
1) 電柱、支柱及び支線柱の数量は、種類、規格及び寸法ごとの個数とする。	1) 電柱、支柱及び支線柱の数量は、種類、規格及び寸法ごとの個数とする。
2) 装柱材料の数量は、種類、規格及び寸法ごとの個数とする。	2) 装柱材料の数量は、種類、規格及び寸法ごとの個数とする。
3) 支線の数量は、規格及び寸法ごとの個数とする。	3) 支線の数量は、規格及び寸法ごとの個数とする。

公共建築設備数量積算基準の改定について

改定	現行
4) 架空電線及び引込電線の数量は、規格、寸法ごとの長さ及び径間数とする。	4) 架空電線及び引込電線の数量は、規格・寸法ごとの長さ及び径間数とする。
5) 柱上変圧器、高圧負荷開閉器等の数量は、電気方式、種類及び容量ごとの個数とする。	5) 柱上変圧器、高圧負荷開閉器等の数量は、電気方式、種類及び容量ごとの個数とする。
(2) 地中電線路の数量は、次による。	(2) 地中電線路の数量は、次による。
1) 地中ケーブルの保護材及び埋設標識シートの数量は、種類、規格及び寸法ごとの長さとする。	1) 地中ケーブルの保護材及び埋設標識シートの数量は、種類、規格及び寸法ごとの長さとする。
2) ケーブル埋設標の数量は、材質ごとの個数とする。	2) ケーブル埋設標の数量は、材質ごとの個数とする。
3) 防水铸铁管の数量は、 <u>種類</u> 、規格及び寸法ごとの個数とする。	3) 防水铸铁管の数量は、規格及び寸法ごとの個数とする。
4) マンホール、ハンドホールの数量は、種類、規格、寸法及び仕様ごとの個数とする。	4) マンホール、ハンドホールの数量は、種類、規格、寸法及び仕様 <u>別</u> ごとの個数とする。
第3章 通信・情報設備工事	第3章 通信・情報設備工事
第1節 機器	第1節 機器
1 適用範囲	1 適用範囲
通信・情報設備 <u>並びに</u> 中央監視制御設備の機器及びその据付けに適用する。	通信情報設備 <u>工事</u> 、中央監視制御設備 <u>工事</u> の機器及びその据付けに適用する。
2 計測の区分	2 計測の区分
機器は、用途、施工場所、 <u>施工方法</u> 等により区分する。	機器は、用途、施工場所 <u>及び</u> 施工方法等により区分する。
3 計測・計算	3 計測・計算
(1) 機器の数量は、仕様ごとの個数とする。	(1) 機器の数量は、 <u>機器</u> の仕様ごとの個数とする。
(2) 構内交換機の数量は、交換機、 <u>電源装置</u> 、局線中継台等の形式及び容量ごとの個数とする。ただし、交換機に電源装置等を内蔵する場合は、交換装置の個数とする。	(2) 構内交換機の数量は、交換機、局線中継台等の形式及び容量ごとの個数とする。ただし、交換機に電源装置等を内蔵する場合は、交換装置の個数とする。
(3) 監視制御装置の数量は、監視操作装置、信号処理装置、 <u>記録装置</u> 等の仕様ごとの個数とする。 <u>ただし、簡易形等一体となる場合は、監視制御装置の個数とする。</u>	(3) 監視制御装置の数量は、監視操作装置、信号処理装置 <u>及び</u> 記録装置等の仕様ごとの個数とする。
第2節 盤類	第2節 盤類
1 適用範囲	1 適用範囲
<u>通信・情報設備並びに中央監視制御設備</u> の盤類及びその取付けに適用する。	盤類及びその取付けに適用する。
2 計測の区分	2 計測の区分

公共建築設備数量積算基準の改定について	
改定	現行
盤類は、用途、施工場所、 <u>施工方法</u> 等により区分する。	盤類は、用途、施工場所 <u>及び</u> 施工方法等により区分する。
3 計測・計算	3 計測・計算
(1) 端子盤の数量は、収容端子 <u>等の構成</u> 、形式及び構造ごとの個数とする。	(1) 端子盤の数量は、収容端子 <u>板の内容</u> 、形式及び構造ごとの個数とする。 <u>ただし、複数の盤で構成される場合は、組合せごとの個数とする。</u>
(2) テレビ機器収容箱の数量は、形式及び寸法ごとの個数とする。ただし、機器収容箱に組み込まれている増幅器、 <u>分配器</u> 等の数量は、形式ごとの個数とする。	(2) テレビ機器収容箱の数量は、 <u>その</u> 形式及び寸法ごとの個数とする。ただし、機器収容箱に組み込まれている増幅器 <u>及び</u> 分配器等の数量は、形式ごとの個数とする。
(3) 火災報知機器収容箱の数量は、組み込まれる機器の組合せごとの個数とする。 <u>ただし、消火栓箱組み込み機器収納箱の場合は、機器ごとの個数とする。</u>	(3) 火災報知機器収容箱の数量は、組み込まれる機器の組合せごとの個数とする。
第3節 器具類	第3節 器具類
1 適用範囲	1 適用範囲
<u>通信・情報設備並びに中央監視制御設備</u> の器具類及びその取付けに適用する。	器具類及びその取付けに適用する。
2 計測の区分	2 計測の区分
器具類は、用途、施工場所、 <u>施工方法</u> 等により区分する。	器具類は、用途、施工場所 <u>及び</u> 施工方法等により区分する。
3 計測・計算	3 計測・計算
(1) 器具類の数量は、仕様ごとの個数とする。	(1) 器具類の数量は、仕様ごとの個数とする。
(2) 末端機器が実装されない場合のプレート類の数量は、プレートの材質及び種類ごとの個数とする。	(2) 末端機器が実装されない場合のプレート類の数量は、プレートの材質及び種類ごとの個数とする。
第4章 改修工事	第4章 改修工事
本章に記載なき事項は、本編第1章「共通工事」、第2章「電力設備工事」 <u>及び</u> 第3章「通信・情報設備工事」に定めるところによる。	本章に記載なき事項は、本編第1章「共通工事」、第2章「電力設備工事」 <u>、</u> 第3章「通信・情報設備工事」に定めるところによる。
第1節 <u>撤去・取外し</u> 工事	第1節 撤去工事
1 適用範囲	1 適用範囲
電力設備、通信・情報設備の撤去・ <u>取外し</u> 工事に適用する。	電力設備、通信・情報設備の撤去工事に適用する。
2 計測の区分	2 計測の区分

公共建築設備数量積算基準の改定について	
改定	現行
撤去・取外しは、配管・配線、機器、盤類、器具類等に区分する。	撤去の数量は、撤去材の取扱いに応じて区分する。
3 計測・計算	3 計測・計算
(1) コンクリート埋込部分の配管は、計測の対象としない。	(1) コンクリート埋込部分の配管は、計測の対象としない。
(2) 付随して撤去・取外しされるものは、原則として計測の対象としない。	(2) 原則として、付随して撤去されるものについては、計測の対象としない。
(3) 分別は、設計図書に記載された方法に従い、計測する。	(3) 分別は、設計図書で指定された方法に従い、計測する。
第2節 試験・調査	第2節 試験、調査
1 適用範囲	1 適用範囲
電力設備工事並びに通信・情報設備工事の試験及び調査に適用する。	電力設備、通信・情報設備の試験、調査に適用する。
2 計測の区分	2 計測の区分
試験及び調査に区分する。	原則として、試験、調査に区分する。
3 計測・計算	3 計測・計算
(1) 改修部位以外の関連試験は、設計図書に記載された内容、項目ごとに計測する。	(1) 改修部位以外の関連試験は、設計図書で指定された内容、項目ごとに計測する。
(2) 総合動作試験は、設計図書に記載された内容、項目ごとに計測する。	(2) 総合動作試験は、設計図書で指定された内容、項目ごとに計測する。
(3) 非破壊調査は、部位、調査方法ごとに計測する。	(3) 非破壊調査は、部位、調査方法別に計測する。

公共建築設備数量積算基準の改定について	
改定	現行
第4編 機械設備工事	第4編 機械設備工事
第1章 共通工事	第1章 共通工事
第1節 配管工事	第1節 配管工事
1 適用範囲	1 適用範囲
空気調和設備工事、給排水衛生設備工事の配管、 <u>配管付属品及び計器その他</u> に適用する。	空気調和設備工事、給排水衛生設備工事の配管及び <u>配管付属品</u> に適用する。
2 計測の区分	2 計測の区分
配管工事は、施工上の分類及び <u>関連材料</u> により区分する。	配管工事は、施工上の分類及び <u>関連材料等</u> により区分する。
3 計測・計算	3 計測・計算
<u>(1) 配管の数量は、次による。</u>	<u>(1) 配管の数量は、直線長さとする。ただし、曲がり部は、始点及び終点に接して延長した直線の交点までの長さとする。</u>
<u>1) 配管の数量は、直線長さとする。ただし、曲がり部は、始点及び終点に接して延長した直線の交点までの長さとする。</u>	<u>(2) 弁類、防振継手、伸縮管継手及びフレキシブルジョイント等の数量は、形式、規格及び呼び径ごとの個数とする。</u>
<u>2) 配管の数量は、弁類、防振継手、伸縮管継手、フレキシブルジョイント等の配管付属品による欠除はないものとする。</u>	<u>(3) 弁類、防振継手、伸縮管継手及びフレキシブルジョイント等の配管付属品による配管の欠除はないものとする。</u>
<u>(2) 空気調和設備の配管の数量は、(1)によるほか、次による。</u>	<u>(4) 支持金物及び吊り金物は、計測の対象としない。ただし、支持架台等は計測の対象とし、数量は質量とする。</u>
1) <u>冷温水・冷水・温水配管の主管等からの分岐部の配管の数量は、立上り・立下り等を見込んだ長さとする。</u>	<u>(5) 合成樹脂製断熱支持材の数量は、形状、規格及び呼び口径ごとの個数とする。</u>
2) ファンコイルユニット等に接続する配管の数量は、 <u>冷温水・冷水・温水配管の主管等からの立上り・立下り等を見込んだ長さとする。</u>	<u>(6) 防火区画等の貫通部の処理の数量は、口径又は断面積及び床・壁・梁の厚さごとの個数とする。</u>
<u>3) 蒸気・還水配管の主管等からの分岐部の配管の数量は、立上り・立下り等を見込んだ長さとする。</u>	<u>(7) スリーブ工書の数量は、適切な統計値による。ただし、必要がある場合は、口径・材質及び床・壁・梁の厚さごとの個数とする。</u>
<u>4) 放熱器等に接続する配管の数量は、蒸気・還水配管の主管等からの立上り・立下り等を見込んだ長さとする。</u>	<u>(8) 一般用弁、栓、圧力計、温度計等の配管付属品の数量は、形式、規格及び呼び径ごとの個数とする。</u>
<u>5) パッケージ形空気調和機等の冷媒配管の数量は、立上り・立下り等を見込んだ長さとする。</u>	<u>(9) ニ方弁装置及び三方弁装置等の数量は、次による。</u>
<u>(3) 給排水衛生設備の配管の数量は、(1)によるほか、次による。</u>	<u>1) 弁装置の数量は、規格及び口径ごとの組数とする。</u>
<u>1) 衛生器具等に接続する配管の数量は、立上り・立下り等を見込んだ長さとする。</u>	<u>2) 弁装置の構成品は、弁類、ストレーナー、フランジ、バイパス用配管等とする。</u>
<u>2) 屋外排水管の数量は、原則として、排水樹の中心間における長さとする。</u>	<u>3) 弁装置の制御弁本体の数量は、口径ごとの個数とする。</u>

公共建築設備数量積算基準の改定について	
改定	現行
<u>3)</u> 水道本管からの給水引き込み配管の数量は、水道事業者の規定による。	10) <u>冷温水配管の数量は、</u> 次による。
<u>4)</u> 下水道本管へ接続する排水管の数量は、下水道事業者の規定による。	1) 分岐部の配管の数量は、立上り、 <u>立</u> 立下り等を見込んだ長さとする。
	2) ファンコイルユニット等に接続する配管の数量は、立上り、 <u>立</u> 立下り等を見込んだ長さとする。
(4) 配管付属品の数量は、次による。	11) <u>蒸気及び還水管の数量は、次による。</u>
<u>1)</u> 弁類、防振継手、伸縮管継手、 <u>フレキシブルジョイント</u> 等の数量は、形式、規格及び呼び径ごとの個数とする。	<u>1)</u> 分岐部の配管の数量は、立上り、 <u>立</u> 立下り等を見込んだ長さとする。
<u>2)</u> 弁装置類の数量は、 <u>種別</u> 及び <u>呼び径</u> ごとの組数とする。	<u>2)</u> 放熱器等に接続する配管の数量は、立上り、 <u>立</u> 立下り等を見込んだ長さとする。
<u>3)</u> 合成樹脂製 <u>支持受</u> の数量は、規格及び <u>呼び径</u> ごとの個数とする。	<u>12)</u> 冷媒配管の数量は、立上り、 <u>立</u> 立下り等を見込んだ長さとする。
<u>4)</u> 地中埋設管の埋設表示用テープの数量は、 <u>配管の水平長さ</u> とする。	<u>13)</u> 給排水衛生設備配管の数量は、次による。
<u>5)</u> 地中埋設管の埋設標の数量は、材質ごとの個数とする。	<u>1)</u> 水道本管からの給水引き込み配管の数量は、水道事業者の規定による。
<u>6)</u> 配管の防食処置の数量は、 <u>呼び径ごとの長さ</u> とする。	<u>2)</u> 下水道本管へ接続する排水管の数量は、下水道事業者の規定による。
(5) 圧力計、温度計、<u>瞬間流量計</u>等の数量は、形式、規格及び<u>口径</u>ごとの個数とする。	<u>3)</u> 屋外排水管の数量は、原則として、排水樹の中心間における長さとする。
(6) 支持金物及び吊り金物は、計測の対象としない。支持架台等は計測の対象とし、数量は質量とする。なお、<u>同一の支持架台ごとの個数</u>としてもよい。	
(7) 形鋼振れ止め支持の数量は、公共建築工事標準単価積算基準 第4章 機械設備工事（以下「標準単価積算基準（機械）」という。）に定められた適切な統計値により費用を算出するため、計測の対象としない。ただし、設計図書に記載がある場合は、計測の対象とし、数量は質量とする。	<u>4)</u> 衛生器具に接続する配管の数量は、立上り、 <u>立</u> 立下り等を見込んだ長さとする。
(8) 防火区画等の貫通部の処理の数量は、口径又は断面積及び床・壁・梁の厚さごとの個数とする。	<u>5)</u> 都市ガス本管からの <u>引き込み配管及び敷地内の都市ガス配管</u> の数量は、ガス事業者の規定による。
(9) スリーブの数量は、標準単価積算基準（機械）に定められた適切な統計値により費用を算出するため、計測の対象としない。ただし、設計図書に記載がある場合は、計測の対象とし、口径、材質及び床・壁・梁の厚さごとの個数とする。	<u>6)</u> 埋設管の埋設表示用テープの数量は、 <u>種類、規格及び寸法ごとの長さ</u> とする。

公共建築設備数量積算基準の改定について	
改定	現行
<u>(10) デッキプレートの開口切断の数量は、標準単価積算基準(機械)に定められた適切な統計値により費用を算出するため、計測の対象としない。ただし、設計図書に記載がある場合は、計測の対象とし、口径ごとの個数とする。</u>	7) 埋設管の埋設標の数量は、材質ごとの個数とする。
第2節 保温工事	第2節 保温工事
1 適用範囲	1 適用範囲
空気調和設備工事、給排水衛生設備工事の配管、ダクト、 <u>機器等</u> の保温、 <u>断熱</u> 等に適用する。	空気調和設備工事、給排水衛生設備工事の配管、ダクト、 <u>機器類</u> の保温 <u>及び</u> 断熱等に適用する。
2 計測の区分	2 計測の区分
保温工事は、施工上の分類及び <u>関連材料</u> により区分する。	保温工事は、施工上の分類及び <u>関連材料等</u> により区分する。
3 計測・計算	3 計測・計算
(1) 配管の保温の数量は、配管の長さとする。	(1) 配管の保温の数量は、配管の長さとする。
<u>(2) 弁類、ストレーナー等の保温の数量は、呼び径65以上を計測の対象とし、個数とする。</u>	<u>(2) 長方形ダクトの保温の数量は、ダクトの表面積とし、円形ダクトの保温の数量は、ダクトの口径ごとの長さ又は表面積とする。</u>
<u>(3) 長方形ダクトの保温の数量は、ダクトの表面積とし、スパイラルダクト及び排煙円形ダクトの保温の数量は、ダクトの口径ごとの長さとする。</u>	<u>(3) チャンバー類の保温の数量は表面積とする。ただし、全面がガラリ等に接続される場合は、ガラリ等の面積を差し引いた表面積とする。</u>
<u>(4) チャンバーの保温の数量は表面積とする。ただし、全面がガラリ等に接続される場合は、ガラリ等の面積を差し引いた表面積とする。</u>	<u>(4) 消音エルボ等の保温の数量は、表面積とする。</u>
<u>(5) 吹出口・吸込口ボックスの内貼りの数量は、表面積とする。</u>	<u>(5) 機器及びタンク類の保温の数量は、表面積とする。</u>
<u>(6) 消音エルボの消音内貼りの数量は、表面積とする。</u>	<u>(6) 呼び径が65A以上の弁類、ストレーナー等の保温は、計測の対象とし、保温の数量は、個数とする。</u>
<u>(7) 機器及びタンク類の保温の数量は、表面積とする。</u>	<u>(7) 煙道の断熱材の数量は、煙道の表面積とする。</u>
<u>(8) 煙道の断熱材の数量は、煙道の表面積とする。</u>	
第3節 塗装・防錆工事	第3節 塗装 <u>及び</u> 防錆工事
1 適用範囲	1 適用範囲
空気調和設備工事、給排水衛生設備工事の配管、ダクト、 <u>機器等</u> の塗装・ <u>防錆</u> に適用する。	空気調和設備工事、給排水衛生設備工事の配管、ダクト、 <u>機器類</u> の塗装 <u>及び</u> 防錆等に適用する。
2 計測の区分	2 計測の区分
塗装・防錆工事は、施工上の分類及び <u>関連材料</u> により区分する。	塗装 <u>及び</u> 防錆工事は、施工上の分類及び <u>関連材料等</u> により区分する。

公共建築設備数量積算基準の改定について	
改定	現行
3 計測・計算	3 計測・計算
(1) 配管の塗装の数量は、配管の長さとする。	(1) 配管の塗装及び防錆の数量は、配管の長さとする。
(2) ダクトの塗装の数量は、ダクトの表面積とする。	(2) ダクトの塗装の数量は、ダクトの表面積とする。
(3) <u>チャンバー</u> の塗装の数量は、表面積とする。ただし、全面がガラリ等に接続される場合は、ガラリ等の面積を差し引いた表面積とする。	(3) <u>チャンパー類</u> の塗装の数量は表面積とする。ただし、全面がガラリ等に接続される場合は、ガラリ等の面積を差し引いた表面積とする。
(4) <u>機器</u> 及びタンク類の塗装の数量は、表面積とする。	(4) <u>機器類</u> 及びタンク類の塗装の数量は、表面積とする。
(5) 煙突及び煙道の塗装の数量は、表面積とする。ただし、工場塗装されたものについては、計測の対象としない。	(5) <u>支持架台等</u> の塗装の数量は、表面積とする。
(6) 支持金物及び架台類の塗装の数量は、表面積とする。	(6) <u>機器名称、矢印、標識等</u> の数量は、建物の延べ面積に対応した工数とする。
(7) 文字標識等の数量は、建物の延べ面積に対応した工数とする。	
(8) 機器の防錆の数量は、表面積とする。ただし、工場防錆されたものについては、計測の対象としない。	
(9) 支持金物及び架台類の防錆の数量は、鋼材の質量とする。	
第2章 空気調和設備工事	第2章 空気調和設備工事
第1節 機器	第1節 機器
1 適用範囲	1 適用範囲
空気調和設備、換気設備、 <u>排煙設備</u> に用いる <u>機器</u> 及びその据付けに適用する。	空気調和設備、換気設備、 <u>排煙設備等</u> に用いる <u>機器類</u> 及びその据付けに適用する。
2 計測の区分	2 計測の区分
機器は、種類、仕様等により区分する。	機器は、種類及び仕様等により区分する。
3 計測・計算	3 計測・計算
(1) <u>機器</u> の数量は、形式ごとの <u>基数</u> 、台数又は組数とする。ただし、 <u>機器</u> の付属品は、計測の対象としない。	(1) <u>機器類</u> の数量は、 <u>機器</u> の形式ごとの台数又は組数とする。ただし、付属品は、計測の対象としない。
(2) 機器の予備品は、その仕様ごとの個数とする。	(2) 機器の架台及び支持金物等の数量は、質量とする。
(3) 機器の架台、支持金物等の数量は、質量とする。なお、同一の架台、支持金物等ごとの個数としてもよい。	(3) 煙道の数量は、次による。
(4) 煙道の数量は、板厚及び寸法ごとの長さとする。	1) 煙道の数量は、板厚及び寸法ごとの長さとする。ただし、伸縮継手等による数量の欠除はないものとする。

公共建築設備数量積算基準の改定について	
改定	現行
	2) 伸縮継手、掃除口及びばい煙濃度計取付口等の数量は、その寸法ごとの個数とする。
第2節 ダクト設備	第2節 ダクト工事
1 適用範囲	1 適用範囲
空気調和設備、換気設備、 排煙設備 のダクト、 ダクト付属品、制気口、ダンパー及び計器その他 に適用する。	空気調和設備、換気設備、 排煙設備等 のダクト及び ダクト付属品 に適用する。
2 計測の区分	2 計測の区分
ダクト設備は、施工上の分類及び 関連材料 により区分する。	ダクト工事は、施工上の分類及び 関連材料等 により区分する。
3 計測・計算	3 計測・計算
(1) ダクトの数量は、次による。	(1) ダクトの長さは、ダクト幅の中心線の長さとする。また、曲がり部及び 分岐部等 のダクトは、中心線上を延長した直線を仮定して、その交点までの長さとする。
1) ダクトの長さは、ダクト幅の中心線の長さとする。また、曲がり部及び 分岐部 のダクトは、中心線上を延長した直線を仮定して、その交点までの長さとする。	(2) 長方形ダクトの数量は、ダクト長さに周長を乗じた表面積とする。
2) 長方形ダクトの数量は、ダクト長さに周長を乗じた表面積とする。	(3) スパイラルダクト及び 円形 ダクトの数量は、口径ごとの長さとする。
3) スパイラルダクト及び 排煙円形 ダクトの数量は、口径ごとの長さとする。	(4) フレキシブルダクトの数量は、材質、口径及び長さごとの本数とする。
4) フレキシブルダクトの数量は、材質、口径及び長さごとの本数とする。	(5) ダクトの数量は、 ダンパー類 及びたわみ継手による欠除はないものとする。
5) ダクトの数量は、 ダンパー（定風量ユニット、変風量ユニットを含む。） 及びたわみ継手による欠除はないものとする。	(6) 支持金物及び吊り金物は計測の対象としない。ただし、支持架台等は計測の対象とし、数量は質量とする。
6) 吹出口及び吸込口に接続するダクトの数量は、接続用ダクトを見込んだ長さとする。	(7) 防火区画等の貫通部処理の数量は、口径又は 面積 及び床・壁・梁の厚さごとの個数とする。
7) 漸小又は漸大するダクトの数量は、変形前後の最大寸法に長さを乗じた面積とする。	(8) 吹出口及び吸込口に接続するダクトの数量は、接続用ダクトを見込んだ長さとする。
(2) ダクト付属品の数量は、次による。	(9) 漸小又は漸大するダクトの数量は、変形前後の最大寸法に長さを乗じた面積とする。
1) チャンバー の数量は、表面積とする。ただし、全面がガラリ等に接続される場合は、ガラリ等の面積を差し引いた表面積とする。	(10) スリーブ及び箱入れの数量は、 断面積 及び床・壁・梁の厚さごとの個数とする。

公共建築設備数量積算基準の改定について	
改定	現行
<u>2) 吹出口・吸込口ボックスの数量は、表面積とする。ただし、既製ボックスは、個数とする。</u>	<u>(11) たわみ継手の数量は、接続するダクト又は機器の周長とする。ただし、送風機に接続するたわみ継手の数量は、送風機ごとの組数とする。</u>
<u>3) 消音エルボの数量は、係数値を用いた略算法による表面積とする。</u>	<u>(12) ダンパーの数量は、種類、寸法及び形状ごとの個数とする。</u>
<u>4) 排気フードの数量は、材質及び形状ごとの個数とする。</u>	<u>(13) 消音エルボの数量は、略算法による表面積とする。</u>
<u>5) グリス除去装置の数量は、形式及び寸法ごとの個数とする。</u>	<u>(14) チャンバー類の数量は、表面積とする。ただし、全面がガラリ等に接続される場合は、ガラリ等の面積を差し引いた表面積とする。</u>
<u>6) たわみ継手の数量は、接続するダクト又は機器の周長とする。ただし、送風機に接続するたわみ継手の数量は、送風機ごとの組数とする。</u>	(15) フィルターの数量は、形式ごとの組数とする。
<u>7) 点検口の数量は、形状及び寸法ごとの個数とする。</u>	<u>(16) 排煙口の数量は、形状及び寸法ごとの個数とする。ただし、開放装置は計測の対象としない。</u>
<u>(3) 制気口及びダンパー（定風量ユニット、変風量ユニットを含む。）の数量は、次による。</u>	<u>(17) ベントキャップ及びウェザーカバーの数量は、材質及び形状ごとの個数とする。</u>
<u>1) 吹出口、吸込口の数量は、材質及び形状ごとの個数とする。</u>	<u>(18) 排気フードの数量は、材質及び形状ごとの個数とする。</u>
<u>2) 排煙口（開放装置を含む。）の数量は、形状及び寸法ごとの個数とする。開放装置を壁等に設置する場合の索道用電線管及び開放装置取付用裏ボックスは、別計上する。</u>	<u>(19) 吹出口及び吸込口の数量は、その材質及び形状ごとの個数とする。</u>
<u>3) ダンパー（定風量ユニット、変風量ユニットを除く。）の数量は、種類、寸法及び形状ごとの個数とする。</u>	<u>(20) 風量測定口の数量は、測定口の材質及び形式ごとの個数とする。</u>
<u>4) 定風量ユニット、変風量ユニットの数量は、形式及び風量ごとの台数とする。</u>	<u>(21) 温度計の数量は、温度計の材質及び形式ごとの個数とする。</u>
<u>5) ベントキャップ、ウェザーカバー等の数量は、材質、形状、口径又は寸法ごとの個数とする。</u>	
<u>(4) 計器その他の数量は、次による。</u>	
<u>1) 風量測定口の数量は、材質及び形式ごとの個数とする。</u>	
<u>2) 温度計の数量は、形式ごとの個数とする。</u>	

公共建築設備数量積算基準の改定について	
改定	現行
<u>(5) 支持金物及び吊り金物は、計測の対象としない。ただし、支持架台等は計測の対象とし、数量は質量とする。なお、同一の支持架台ごとの個数としてもよい。</u>	
<u>(6) 形鋼振れ止め支持の数量は、設計図書に記載がある場合に計測の対象とし、数量は質量とする。</u>	
(7) 防火区画等の貫通部の処理の数量は、口径又は断面積及び床・壁・梁の厚さごとの個数とする。	
<u>(8) スリーブ及び箱入れの数量は、設計図書に記載がある場合に計測の対象とする。なお、スリーブの数量は、口径、材質及び床・壁・梁の厚さごとの個数とし、箱入れの数量は、箱入れに用いる型枠の面積とする。</u>	
第3節 自動制御設備	第3節 自動制御設備
1 適用範囲	1 適用範囲
自動制御設備の機器、制御盤、その据付け及び計装工事に適用する。	自動制御設備の機器類、制御盤類及びその据付けに適用する。
2 計測の区分	2 計測の区分
自動制御設備は、自動制御機器、中央監視制御装置、自動制御盤及び計装工事に区分する。	自動制御設備は、自動制御装置、中央監視制御装置、自動制御盤及び計装機材に区分する。
3 計測・計算	3 計測・計算
(1) 自動制御機器及び制御盤の数量は、形式ごとの個数又は面数とする。	(1) 自動制御装置及び制御盤類の数量は、その形式ごとの個数とする。
(2) 中央監視制御装置(周辺装置及び端末装置を含む。)の数量は、形式ごとの組数とする。	(2) 中央監視制御装置の数量は、中央監視盤、周辺装置及び端末装置の組数とする。
(3) 計装工事における配管配線の数量は、第3編第1章第1節「配管・配線工事」に定めるところによる。	(3) 計装機材における配管配線の数量は、第3編 第1章 第1節「配管・配線工事」に定めるところによる。
(4) 計装工事における、空気配管の数量は、本編第1章第1節「配管工事」に定めるところによる。	(4) 計装機材における、空気配管の数量は、本編 第1章 第1節「配管工事」に定めるところによる。
第4節 総合調整	第4節 総合調整
1 適用範囲	1 適用範囲
空気調和設備、換気設備及び排煙設備の総合調整に適用する。	空気調和設備、換気設備及び排煙設備の総合調整に適用する。
2 計測の区分	2 計測の区分
総合調整は、配管、ダクト及び機器に区分する。	総合調整は、空気調和設備、換気設備及び排煙設備に区分する。

公共建築設備数量積算基準の改定について	
改定	現行
3 計測・計算	3 計測・計算
(1) 配管系統の総合調整の数量は、配管の長さとする。ただし、 <u>直接暖房用蒸気管、通気管、油管、冷媒管</u> 等は、計測の対象としない。	(1) 配管系統の総合調整の数量は、配管の長さとする。ただし直接暖房の <u>蒸気配管、空気抜き管、油管</u> 等は、計測の対象としない。
(2) ダクト系統の総合調整の数量は、長方形ダクトの表面積及びスパイラルダクト、 <u>排煙円形ダクト</u> の長さとする。	(2) ダクト系統の総合調整の数量は、長方形ダクトの表面積及びスパイラルダクトの長さとする。
(3) 主機械室内の機器の総合調整の数量は、建物の延 _べ 面積に対応した工数とする。	(3) 主機械室内の機器の総合調整の数量は、建物の延面積に対応した工数とする。
(4) 各階機械室内の機器の総合調整の数量は、ユニット形空調機及び <u>コンパクト形空調機</u> の台数とする。	(4) 各階機械室内の機器の総合調整の数量は、ユニット形空調機の台数とする。
(5) ファンコイルユニットの総合調整の数量は、ファンコイルユニットの台数とする。	(5) ファンコイルユニットの総合調整の数量は、ファンコイルユニットの台数とする。
(6) 総合調整に必要な電力、水、ガス、油等は、計測の対象としない。ただし、 <u>設計図書に記載がある場合は、計測の対象とし、</u> 必要な数量とする。	(6) 総合調整に必要な電力、水、ガス、油等は、計測の対象としない。ただし、 <u>特殊な条件の場合は、</u> 必要な数量とする。
第3章 給排水衛生設備工事	第3章 給排水衛生設備工事
第1節 衛生器具設備	第1節 衛生器具
1 適用範囲	1 適用範囲
給排水衛生設備の衛生器具及びその取付けに適用する。	給排水衛生設備の衛生器具及びその取付けに適用する。
2 計測の区分	2 計測の区分
衛生器具は、 <u>衛生陶器、衛生器具ユニット及びその他の器具</u> に区分する。	衛生器具は、 <u>種類及び関連材料等により</u> 区分する。
3 計測・計算	3 計測・計算
(1) <u>衛生陶器</u> の数量は、 <u>種別及び規格ごとの</u> 組数とする。ただし、 <u>衛生陶器</u> の付属品は、計測の対象としない。	(1) <u>衛生器具</u> の数量は、組数とする。ただし、 <u>衛生器具</u> の付属品は、計測の対象としない。
(2) <u>衛生器具ユニットの数量は、種別及び規格ごとの組数とする。ただし、ユニットを構成する器具、配管材、ケーシング材等は計測の対象としない。</u>	(2) 化粧棚、水石けん入れ、鏡、 <u>手摺り</u> 等の数量は、 <u>組数又は個数</u> とする。
(3) 化粧棚、水石けん入れ、鏡等の数量は、 <u>形式ごとの個数又は枚数</u> とする。	(3) 箱入れの数量は、断面積及び床・壁厚ごとの組数とする。
第2節 機器	第2節 機器
1 適用範囲	1 適用範囲
<u>給水設備、排水設備、給湯設備、</u> 消火設備、厨房機器設備の <u>機器</u> 及びその据付けに適用する。	<u>給排水衛生設備、</u> 消火設備、厨房機器設備、 <u>ガス設備の機器類</u> 及びその据付けに適用する。

公共建築設備数量積算基準の改定について	
改定	現行
2 計測の区分 機器は、種類、仕様等により区分する。	2 計測の区分 機器は、種類及び仕様等により区分する。
3 計測・計算 (1) 機器の数量は、形式ごとの基数、台数又は組数とする。ただし、機器の付属品は、計測の対象としない。	3 計測・計算 (1) 機器類の数量は、機器の形式ごとの台数又は組数とする。
(2) 機器の予備品は、その仕様ごとの個数とする。	(2) 機器予備品等は、その仕様ごとの個数とする。ただし、機器類の付属品は、計測の対象としない。
(3) 機器の架台、支持金物等の数量は、質量とする。なお、同一の架台、支持金物等ごとの個数としてもよい。	(3) 機器の架台及び支持金物等の数量は、質量とする。
第3節 器具	第3節 器具類
1 適用範囲 給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備の器具及びその取付けに適用する。	1 適用範囲 給排水衛生設備、消火設備、 厨房機器設備、ガス設備 の器具類及びその取付けに適用する。
2 計測の区分 器具は、種類、仕様等により区分する。	2 計測の区分 器具類は、種類及び仕様等により区分する。
3 計測・計算 (1) 水栓類、排水金物等の数量は、その形式及び規格ごとの個数とする。	3 計測・計算 (1) 水栓類、排水金物等の数量は、その形式及び規格ごとの個数とする。
(2) 屋内消火栓箱、屋外消火栓箱、放水用器具格納箱、送水口等の消火設備の器具の数量は、形式及び規格ごとの個数又は組数とする。	(2) 樹類の数量は、樹の種類、形状及び設計地盤から管底までの深さごとの組数とする。
	(3) 消火設備の器具の数量は、屋内及び屋外消火栓箱、連結送水管、スプリンクラー等の形式及び、規格寸法ごとの個数又は組数とする。
	(4) 厨房器具類の数量は、その形式及び仕様ごとの台数とする。
第4節 樹類	
1 適用範囲 給水設備及び排水設備の樹類に適用する。	
2 計測の区分 樹類は、種類、仕様等により区分する。	
3 計測・計算 (1) 弁樹、量水器樹等の数量は、樹の種類、ふたの種類、形状、寸法及び深さごとの組数とする。	
(2) 排水樹の数量は、樹の種類、ふたの種類、形状及び設計地盤から管底までの深さごとの組数とする。	

公共建築設備数量積算基準の改定について	
改定	現行
第5節 ガス設備	
1 適用範囲	
<u>都市ガス設備及び液化石油ガス設備に適用する。</u>	
2 計測の区分	
<u>配管、塗装・防錆、機器及び器具により区分する。</u>	
3 計測・計算	
<u>(1) 都市ガス設備の数量は、ガス事業者の規定による。</u>	
<u>(2) 液化石油ガス設備の配管の数量は、本編第1章第1節「配管工事」による。</u>	
<u>(3) 液化石油ガス設備の塗装・防錆工事の数量は、次による。</u>	
1) 配管の塗装の数量は、配管の長さとする。	
2) 充てん容器等の塗装の数量は、表面積とする。	
<u>(4) 液化石油ガス設備の充てん容器等の数量は、形式ごとの組数とする。</u>	
<u>(5) 液化石油ガス設備のガス栓及びバルブの数量は、その形式、規格ごとの個数とする。</u>	
第4章 改修工事	第4章 改修工事
本章に記載なき事項は、本編第1章「共通工事」、第2章「空気調和設備工事」、第3章「給排水衛生設備工事」に定めるところによる。	本章に記載なき事項は、本編第1章「共通工事」、第2章「空気調和設備工事」、第3章「給排水衛生設備工事」に定めるところによる。
第1節 撤去・取外し工事	第1節 撤去工事
1 適用範囲	1 適用範囲
機械設備 <u>工事</u> の撤去・ <u>取外し</u> 工事に適用する。	機械設備 <u>等</u> の撤去工事に適用する。
2 計測の区分	2 計測の区分
機器、配管、ダクト、保温、基礎等に区分する。	撤去工事は 機器、配管、ダクト、保温、基礎等に区分する。
3 計測・計算	3 計測・計算
<u>(1) 撤去・取外しの数量は、本編第1章「共通工事」、第2章「空気調和設備工事」、第3章「給排水衛生設備工事」に定めるところによるほか、次による。</u>	<u>(1) 配管の撤去に伴う、弁類、防振継手、伸縮管継手及びフレキシブルジョイント等の数量は、原則として呼び径65以上を対象とし、形式、規格及び呼び径ごとの個数とする。</u>

公共建築設備数量積算基準の改定について	
改定	現行
1) 配管の撤去・取外しに伴う、弁類、防振継手、伸縮管継手、フレキシブルジョイント等の撤去・取外しの数量は、原則として呼び径65以上を対象とし、形式、規格及び呼び径ごとの個数とする。	-(2) 配管及びダクトの吊り及び支持金物の数量は、計測の対象としない。
2) コンクリート基礎の撤去の数量は、基礎面積に高さに乗じた体積とする。	-(3) チャンバー、制気口ボックスの撤去の数量は、表面積とする。
3) 屋外の樹を撤去する場合、300×300以下の樹の土工事は計測の対象としない。300×300を超える樹の土工事は、計測の対象とする。	
第2節 あと施工アンカー	第2節 あと施工アンカー
1 適用範囲	1 適用範囲
機器、配管及びダクトの吊り・支持・固定に用いるあと施工アンカーに適用する。	機器、配管及びダクト類の吊り・支持・固定に用いる、あと施工アンカーに適用する。
2 計測の区分	2 計測の区分
あと施工アンカーは、種類、仕様等により区分する。	あと施工アンカーは、種類及び仕様等により区分する。
3 計測・計算	3 計測・計算
(1) あと施工アンカーの数量は、次による。	(1) あと施工アンカーの数量は、次による。
1) 配管及びダクトの吊り・支持に用いる、あと施工アンカーの数量は、対象配管等の長さに0.7を乗じて算出した換算長さを、支持間隔で除した数値を切り上げた個数とする。ただし、長方形ダクトについては、その個数を2倍した数量とする。	1) 配管及びダクトの吊り・支持に用いる、あと施工アンカーの数量は、対象配管等の長さに0.7を乗じて算出した換算長さを、支持間隔で除した数値を切り上げた個数とする。ただし、長方形ダクトについては、その個数を2倍した数量とする。
2) 形鋼振れ止め支持に用いるあと施工アンカーは、計測の対象としない。	2) 形鋼振れ止め支持に用いるあと施工アンカーは、計測の対象としない。
3) あと施工アンカーの性能確認及び施工後確認試験の数量は、設計図書の記載内容に基づいた箇所数とする。	3) あと施工アンカーの性能確認及び施工後確認試験の数量は、特記内容に基づいた対象試験に応じたものとする。
第3節 切断・分岐・閉塞	第3節 切断(切離し)・接続・閉塞
1 適用範囲	1 適用範囲
配管、ダクトの切断・分岐・閉塞に適用する。	機械設備工事等の配管、ダクトの切断(切離し)・接続・閉塞に適用する。
2 計測の区分	2 計測の区分
切断・分岐・閉塞は、配管、ダクト及び保温の有無に区分する。	切断(切離し)・接続・閉塞は、配管、ダクトに区分する。

公共建築設備数量積算基準の改定について	
改定	現行
3 計測・計算	3 計測・計算
(1) 配管の <u>切断・分岐</u> ・閉塞の数量は、次による。	(1) 配管の <u>切断(切離し)</u> ・ <u>接続</u> ・閉塞の数量は、次による。
1) 配管の <u>切断及び分岐</u> の数量は、 <u>切断又は分岐</u> される既設配管の管種、 <u>保温の有無</u> 及び呼び径ごとの箇所数とする。ただし、既設配管に予め <u>分岐</u> のための接続措置が施されている場合又は弁類への接続は、計測の対象としない。	1) 配管の <u>切断(切離し)</u> 、 <u>接続部(分流・合流含む)</u> の数量は、 <u>切断(切離し)</u> 、 <u>接続</u> される既設配管の管種及び呼び径ごとの箇所数とする。ただし、既設配管に予め <u>分岐、合流</u> のための接続措置が施されている場合又は弁類への接続は、計測の対象としない。
2) 既設配管の端部閉塞処置の数量は、呼び径ごとの箇所数とする。	2) 既設配管の端部閉塞処置の数量は、呼び径ごとの箇所数とする。
<u>3) インバート改修の数量は、樹規格ごとの箇所数とする。</u>	
(2) ダクトの <u>分岐</u> ・閉塞の数量は、次による。	(2) ダクトの <u>接続</u> ・閉塞の数量は、次による。
1) ダクトの <u>分岐</u> の数量は、接続される既設ダクトの1m分の面積又は長さとする。ただし、設計図書により対象範囲が <u>記載</u> されている場合は、その数量とする。	1) ダクトの <u>分岐・合流接続</u> の数量は、接続される既設ダクトの1m分の面積又は長さとする。ただし、設計図書により対象範囲が <u>指定</u> されている場合は、その数量とする。
2) 既設ダクトの閉塞処置の数量は、閉塞部の開口面積ごとの箇所数とする。	2) 既設ダクトの閉塞処置の数量は、閉塞部の開口面積ごとの箇所数とする。
第4節 清掃・洗浄・消毒	第4節 清掃・洗浄・消毒
1 適用範囲	1 適用範囲
<u>タンク類</u> 、再使用資機材 <u>及び撤去資機材</u> の清掃・洗浄・消毒に適用する。	<u>水槽類</u> 、再使用資機材、 <u>撤去資機材等</u> の清掃・洗浄・消毒に適用する。
2 計測の区分	2 計測の区分
清掃・洗浄・消毒は、対象資機材 <u>ごと</u> に区分する。	清掃・洗浄・消毒は、対象資機材 <u>及び方式別</u> に区分する。
3 計測・計算	3 計測・計算
(1) <u>タンク類</u> の清掃・洗浄・消毒の数量は、種類及び方式ごとの面積、 <u>基数並びに箇所数</u> とする。	(1) <u>水槽類</u> の清掃・洗浄・消毒の数量は、種類及び方式ごとの面積、 <u>箇所数等</u> とする。
(2) 再使用 <u>資機材</u> の清掃・洗浄・消毒の数量は、種類及び方式ごとの <u>箇所数又は個数</u> とする。	(2) 再使用 <u>機材</u> の清掃・洗浄・消毒の数量は、種類及び方式ごとの <u>箇所数等</u> とする。
(3) 撤去資機材の洗浄の数量は、 <u>種類及び方式ごとの箇所数又は個数</u> とする。	(3) 撤去資機材の洗浄の数量は、 <u>対象品目ごとの個数等</u> とする。

公共建築設備数量積算基準の改定について	
改定	現行
第5節 文字標識等	第5節 文字標識等
1 適用範囲	1 適用範囲
空気調和設備工事及び給排水衛生設備工事の文字標識等に適用する。	機械設備工事の機器、配管、ダクトの文字標識等に適用する。
2 計測の区分	2 計測の区分
文字標識等は、空気調和設備及び給排水衛生設備に区分する。	文字標識等は、空気調和設備と衛生設備に区分する。
3 計測・計算	3 計測・計算
文字標識等の数量は、建物の延べ面積に対応した工数を、改修面積、内容等により補正した工数とする。	文字標識等の数量は、建物の延べ面積に対応した工数を、改修面積及び内容等により補正した工数とする。
第6節 総合調整	第6節 総合調整
1 適用範囲	1 適用範囲
空気調和設備、換気設備及び排煙設備の総合調整に適用する。	空気調和設備、換気設備、排煙設備の総合調整に適用する。
2 計測の区分	2 計測の区分
総合調整は、配管、ダクト及び機器に区分する。	総合調整は、空気調和設備、換気設備及び排煙設備に区分する。
3 計測・計算	3 計測・計算
(1) 配管系統の総合調整の数量は、設計図書に記載された配管の長さとする。ただし、記載がない場合は、改修対象となる配管の長さとする。	(1) ダクト系統の総合調整は、設計図書に指定された内容による数量とする。ただし、指定なき場合は、ダクト改修部の対象面積又は対象長さとする。
(2) ダクト系統の総合調整の数量は、設計図書に記載された長方形ダクトの表面積及びスパイラルダクト、排煙円形ダクトの長さとする。ただし、記載がない場合は、改修対象となるダクトの表面積又は長さとする。	(2) 主機械室内機器の総合調整の数量は、建物の延べ面積に対応した工数を、改修面積及び内容等により補正した工数とする。
(3) 主機械室内機器の総合調整の数量は、建物の延べ面積に対応した工数を、改修面積、内容等により補正した工数とする。	